

国民年金

保険料の免除・納付猶予制度をご利用ください

経済的な事情などにより、保険料の支払いが困難になった第1号被保険者で、令和5年中の所得が基準額(表参照)以下の場合、申請により保険料を免除・猶予する制度があります。免除・猶予期間は、年金の受給資格期間(年金を受けるために必要な加入期間)に算入されません。保険料免除が承認された場合は、全額納付した場合に比べると、年金受給額は減額されません。一部免除が承認されても、残りの保険料が納付されない場合は未納扱いとなり、受給資格期間に算入されず、年金受給額に反映されません(未納期間に対して、申請月から過去2年1か月前までの免除申請可)。納付猶予が承認された場合は、年金受給額に反映されません。

免除・猶予を受けるには
令和6年7月から1年分の免除・猶予申請は、7月1日(月)から受け付けます。必要書類など詳しくは、お問い合わせください。

▶申請＝直接、国保年金課国民年金係(区役所2階②窓口)

免除・猶予された保険料を後払いできます

免除・猶予が承認されてから10年以内であれば、保険料を後払い(追納)できます。追納期間は、年金受給時に全額納付した期間として算入されます。詳しくは、板橋年金事務所(☎3962-1481)にお問い合わせください。

退職などによる保険料免除の特例

失業・倒産・事業の廃止などで納付が困難な方は、申請により保険料の免除・猶予が承認される場合があります。申請には離職票などの証明書類が必要です。

【いずれも】
▶問＝国保年金課国民年金係☎3579-2431

表 所得の目安(世帯構成別)

種類	所得			支払金額(月額)
	単身	2人	4人	
全額免除・猶予	67万円	102万円	172万円	-
4分の3免除	88万円	126万円	202万円	4250円
半額免除	128万円	166万円	242万円	8490円
4分の1免除	168万円	206万円	282万円	1万2740円

※免除は本人・配偶者・世帯主、猶予は本人・配偶者の所得で判定。
※4分の3免除・半額免除・4分の1免除の所得は、社会保険料控除後の所得額。

国民健康保険

納入通知書をお送りします

令和5年中の所得が確定したため、6月11日(火)に、世帯主あてに令和6年度の納入通知書をお送りします。保険料の金額・計算方法は、納入通知書をご確認ください。

所得の申告が遅れた方・令和6年1月2日以降に転入した方には、均等割額のみをお知らせしています。所得の確定後、保険料を再計算し、改めてお知らせします。

▶問＝国保年金課国保資格係☎3579-2406

口座振替の手続きがお済みでない世帯に納付書をお送りします

▶送付時期・内容

●6月11日(火)…6月～来年3月の一括分・6月～10月の各月分

●11月12日(火)…11月～来年3月の各月分

▶支払方法＝支払期限までに、金融機関・コンビニエンスストア・国保年金課(区役所2階②窓口)・各区民事務所※支払期限を過ぎても支払いがない場合は、翌々月以降に督促状・催告書をお送りします。※1枚あたり30万円を超える納付書・バーコードなしの納付書は、コンビニエンスストアでの支払不可。※携帯電話で支

払いができるモバイルレジサービスあり▶問＝国保年金課国保収納係☎3579-2409

税金

特別区民税・都民税・森林環境税の納税通知書をお送りします

普通徴収(口座振替・納付書払い)の方と公的年金から特別徴収で差し引かれている方には、6月10日(月)に令和6年度の納税通知書をお送りします。普通徴収の第1期の納期限は7月1日(月)です。※給与から特別徴収で差し引かれている方には、5月17日に税額決定通知書を勤務先へお送りしました。

▶問＝課税課課税第一～第四係☎3579-2101

お知らせ

6月3日～10日はがけ・よう壁の相談週間

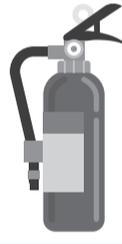
梅雨・台風の季節は、長雨・集中豪雨による地盤のゆるみ、がけ崩れ・よう壁(がけ崩れを防ぐためにコンクリートなどで造られた壁状のもの)の倒壊が心配されます。特に、切り立っている・地肌が露出したりしているがけや、大谷石・コンクリートブロック・万年塀などのよう壁は、注意が必要です。

がけ・よう壁が崩れると、人的・物的被害につながる場合があります。日頃から認識を高め、安全対策を講じましょう。※技術的な問題・安全対策工事助成・専門家派遣制度など詳しくは、お問い合わせください。

▶問＝建築指導課構造審査係☎3579-2579

消火器の購入費用の一部を補助します

▶対象＝木造住宅密集地域の木造住宅にお住まいの世帯※事前に申請が必要。詳しくは、区ホームページをご覧ください。▶助成金額＝購入費用の3分の1(上限1万円)▶問＝地域防災支援課地域防災係☎3579-2151



青少年表彰募集

青少年の健全な育成を促進するため、模範となる「善い行い」をした青少年を表彰しています。推薦された善い行いは、表彰審査会で厳正な審査を行い、区長・教育長が表彰します。

▶対象＝区内在住または区内で善い行いをした、25歳以下の個人・団体▶推薦書の配布場所＝地域教育力推進課(区役所6階⑩窓口)・区ホームページ▶申込・問＝9月30日(必着)まで、推薦書を直接または郵送・Eメールで、地域教育力推進課青少年係(〒173-8501)☎3579-2488 j-seisho@city.itabashi.tokyo.jp

いたばし若者サポートステーションからのお知らせ

施設見学・利用説明会

▶とき＝6月8日(土)・21日(金)、10時・10時30分・11時、各1回制※各回30分▶ところ＝同ステーション▶対象＝就労意欲がある15～49歳の方とその保護者・支援機関の方▶定員＝各回10人(先着順)※当日、直接会場へ。

保護者向けセミナー

▶とき＝6月29日(土)14時～16時▶ところ＝仲宿地域センター▶内容＝講義「ひきこもり状態にある方への家族相談・訪問相談」▶対象＝未就労状態のお子さんの保護者・支援機関の方▶定員＝15人(申込順)※申込方法など詳しくは、同ステーションホームページをご覧ください。

【いずれも】

▶問＝同ステーション☎6915-5731(月曜・日曜・祝日休み)

児童育成手当・児童手当現況届をご提出ください

6月上旬に、対象者へ現況届をお送りします。必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

▶提出先・問＝6月28日(必着)まで、直接または郵送で、次のいずれか

- 子育て支援課子ども手当医療係(区役所1階⑥窓口、〒173-8501)☎3579-2477
- 赤塚支所住民サービス係(〒175-0092赤塚6-38-1)☎3938-5113

国外でもマイナンバーカードの利用・申請ができます

マイナンバー法の一部改正に伴い、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できます。また、海外在留邦人の方は国外からマイナンバーカードを申請することができます。詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

▶問

●マイナンバーカードの継続利用・国外からの申請について…板橋区マイナンバーコールセンター☎6905-7031(平日・第2日曜・第4土曜、9時～17時)

●国外転出の手続きについて…戸籍住民課住民異動係☎3579-2205

合同企業説明会

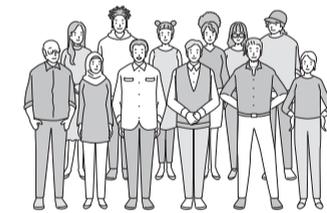
▶とき＝6月20日(木)12時15分～16時30分▶ところ＝区立文化会館大会議室▶対象＝区内中小企業に就職・転職を希望する方※申込方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。

▶問＝いたばし就職サポート事業☎6746-4849(平日、9時30分～17時30分)、板橋区産業振興課産業支援係☎3579-2172

男女平等参画・多様性尊重に関する意識・実態調査にご協力ください

本調査は、男女平等参画・多様性尊重に関する区民・事業所のみなさんの意識や現状などを把握するために行います。6月上旬に、対象者へ調査票をお送りしますので、ご協力をお願いします。

▶対象＝18歳以上の区民2000人・従業員5人以上の区内事業所1500社(いずれも無作為抽出)▶問＝男女社会参画課男女平等推進係☎3579-2486



中台ふれあい館を管理・運営する指定管理者募集

▶期間＝来年4月から4年間▶選定＝プロポーザル方式▶募集要項の配布場所＝区ホームページ▶申込・問＝7月1日(月)～8日(月)12時まで、必要書類を直接、長寿社会推進課計画調整係(区役所2階⑩窓口)☎3579-2371※申込予定の事業者は、募集説明・見学会(6月12日(水)10時～12時)にご参加ください。申込方法など詳しくは、募集要項をご覧ください。

社会福祉協議会 ご案内

講演会「消費者被害にあわないための心得」

▶とき＝7月10日(水)14時～16時▶ところ＝グリーンホール2階ホール▶内容＝消費者被害の現状・対処法▶講師＝東京都消費者啓発員 早野木的美▶対象＝区内在住・在勤の方▶定員＝100人(申込順)▶申込・問＝6月3日(月)朝9時から、電話で、権利擁護いたばしサポートセンター☎5943-7070 ※聴覚障がいがある方のみFAX(3964-0245)で申込可